

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和6年8月8日（木）

杉 並 区 議 会

## 目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について .....	3
決算特別委員会について .....	3
(1) 設置及び構成について .....	3
(2) 正副委員長の選出について .....	4
(3) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について .....	4
(4) 資料請求について .....	5
定例会の日程について .....	6
予算・決算特別委員会の資料請求の提供資料の電子データ化について .....	7
傍聴者の撮影・録音等許可申請書等の見直しについて .....	8
請願・陳情の取扱いについて .....	8
(1) 請願・陳情の文書表作成に当たっての個人情報の取扱いについて .....	8
(2) 請願・陳情提出者の補足説明に当たっての配付資料の取扱いについて .....	10

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和6年8月8日(木) 午前10時～午前10時40分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (7名)	理 事 脇 坂 たつや 理 事 山 田 耕 平 理 事 川原口 宏之 理 事 * 松 本 みつひろ *はオンラインによる出席委員	理 事 * 矢 口 やすゆき 理 事 * ひわき 岳 理 事 * 安 斉 あきら
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	議 長 井 口 かづ子	副 議 長 おおつき 城 一
出席理事者	(なし)	
事務局職員	事 務 局 長 森 雅 之 庶 務 係 長 田 口 昌 実 議 事 係 長 蓑 輪 悦 男 担 当 書 記 橘 川 敦 江	事 務 局 次 長 村 野 貴 弘 議 会 法 務 担 当 係 長 武 士 清 亮 調 査 担 当 係 長 武 原 進 悟



**脇坂理事** これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

本日は、オンラインでの理事会出席を認めております。

本日は、矢口理事、ひわき理事、安斉理事及び松本理事からオンラインにより出席したいとの申出があります。

それでは、一人一人オンライン出席の方に確認していきたいというふうに思うんですが、まず、矢口理事、挙手をして返答をお願いいたします。

**矢口理事** います、よろしくお願いいたします。

**脇坂理事** 音声と映像が確認できましたので、矢口理事の出席を許可いたします。

次に、ひわき理事、お願いいたします。

**ひわき理事** よろしくをお願いいたします。

**脇坂理事** 音声と映像が確認できましたので、ひわき理事の出席を許可いたします。

では、安斉理事、お願いいたします。

**安斉理事** はい、入っています。聞こえますか。よろしくお願いいたします。

**脇坂理事** 大丈夫です。安斉理事の出席を許可いたします。

それでは、松本理事。

**松本(み)理事** 松本です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

**脇坂理事** 音声と映像が確認できましたので、松本理事の出席を許可いたします。

#### 《議会運営委員会理事会の会議記録について》

**脇坂理事** 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、6月11日、6月21日の2回分について事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**脇坂理事** それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

#### 《決算特別委員会について》

##### (1) 設置及び構成について

**脇坂理事** 次に、決算特別委員会についてです。

まず、設置及び構成について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 第3回定例会において決算の議案が区長から提出される見込みのため、昨年同様、決算特別委員会を設置することとし、構成員は議員全員としてはいかがでしょうか

か。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** それでは、決算特別委員会の設置及び構成については、説明のとおりでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** それでは、そのようにいたします。

### (2) 正副委員長の選出について

**脇坂理事** 続いて、正副委員長の選出について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 正副委員長の選出は、申合せにより、委員長は副議長会派から、副委員長は議長会派から選出しています。これでよろしければ個名を8月30日金曜までに事務局にお知らせいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** それでは、正副委員長の選出については説明のとおりとします。

公明党さんと維無さんの各会派は、8月30日までに事務局に個名をお知らせいただくようお願いいたします。

### (3) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について

**脇坂理事** 続いて、審査方法・日程及び質疑持ち時間について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料1を御覧ください。令和6年決算特別委員会の審査方法について（案）でございます。内容は、昨年と同様の内容となっております。

審査期間は、正副委員長の互選及び各会派の意見開陳に要する2日間を除き8日間、審査区分は表のとおり4つのブロックに分け、議員1人当たりの各ブロック質疑持ち時間は、第1ブロックを5分、その他の3ブロックを6分とし、審査順序、審査時間、裏面の質疑持ち時間については、記載のとおりでございます。資料2枚目は、以上を踏まえて作成した日程案でございます。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいまの日程について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** それでは、決算特別委員会の審査方法・日程及び質疑持ち時間については説明のとおりでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** それでは、よろしいということで、案のと通りの日程で考えていきたいと思えます。

#### (4) 資料請求について

**脇坂理事** 続いて、資料請求について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料2を御覧ください。決算特別委員会の資料請求について（案）でございます。先日の予算特別委員会からLoGoフォームによる請求を追加いたしました。今回も引き続き導入したいと考えています。その上で、期限、方法などの確認のため、資料に沿って説明いたします。

請求の提出方法は、メール、紙、LoGoフォームによる請求とします。同じ案件をメール、紙、LoGoフォームで重複して請求しないようお願いいたします。受付開始は9月2日月曜午後1時からとし、期限はメール、紙、LoGoフォームともに9月10日火曜午後1時まで。LoGoフォームによる提出方法ですが、指定されたURLへアクセスしていただき、記入済みの資料請求書をアップロードしていただく方法となります。提出の最終日は3定の初日でカウンターに傍聴者も来庁するため、積極的にメールやLoGoフォームを御活用いただきたいと思います。

資料請求書の原稿は、8月23日金曜日にメール送信及びLINE WORKSに記載する方法で配付します。また、参考として、修正等があった前回の請求書を同日付で配付します。

ここからは事務局からのお願いになりますが、改めて請求内容の精査をお願いいたします。

また、請求内容は疑義が生じないよう明確かつ具体的に請求をお願いするとともに、理事者の資料作成の期間が設けられるよう、可能な限り早期の提出をお願いいたします。

スケジュール（案）は、裏面のとおりでございます。

以上の内容を会派で共有いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいまの説明について、何かございますか。

**松本（み）理事** LoGoフォーム経由での資料請求書の提出というのは推進していきたいと

ということで考えているんですけれども、前回試行で行ったときにはLoGoフォームに従来どおりの資料請求フォーマットを添付して送信するというやり方でありましたので、本当に最後の送るところがメールかフォームかの違いにとどまっていたということが前回の試行だったかなと思っています。そのフィードバックについて、フォーム上に請求したい資料の内容、要はエクセルのフォーマットの内容をフォームに直接書き込むということができると、こちらの利便性の向上にもなってきますし、多分理事者、議会事務局、議員の3者にとっての効率を高めていくということを目指していくのであれば、請求内容もフォームに書くということをしていくほうがいいのではないかという意見を、6月頃だったかと思いますがフィードバックさせていただきました。

その件についての検討状況はいかがでしょう。

**事務局次長** 御提案いただきましてありがとうございます。ちょっとそこをうまくできるかどうか、もう少しお時間いただいて検討させていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

**松本（み）理事** ありがとうございます。引き続き御検討いただけるということで、この場では分かりましたということなんですけれども、1つ提案するとすれば、請求の内容を書けるようにもするけれども、従来どおりのフォーマットの添付も認めるみたいな形で、両方できるようにしていただいて、それでどっちが使われるのかとか、うまくいかなかったときに切り戻しができるといようなところから、今回改めての試行をお願いできればと思っていますので、このことを提案させていただきます。よろしくお願いたします。

**脇坂理事** ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** それでは、資料請求については説明のとおりですので、よろしくお願いたします。

《定例会の日程について》

**脇坂理事** 次に、定例会の日程案について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料3を御覧ください。令和6年第3回定例会日程（案）でございます。

9月10日から10月16日まで、会期は37日間。9月10日火曜、初日は午後1時開会。2日目から中日までは午前10時開会。9月17日火曜の中日は、本会議終了後、決算特別委員会の正副委員長互選。9月18日水曜から10月1日火曜まで、常任委員会並びに特別委員会を1日1委員会として開催。10月2日水曜から決算特別委員会を開催。10月15日火



曜、議場において決算特別委員会の意見開陳。10月16日水曜、午後1時から本会議において議案上程、議決。以上の日程を提案させていただきます。

なお、日程案については、本日の議運で承認された後、ホームページ等で周知する予定でございます。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** それでは、第3回定例会の日程案については、この後の議会運営委員会において諮ることといたします。

《予算・決算特別委員会の資料請求の提供資料の電子データ化について》

**脇坂理事** 次に、予算・決算特別委員会の資料請求の提供資料の電子データ化について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料4を御覧ください。区側から提供される資料の電子データ化について、先日の議運理事会で資料のとおり御説明させていただき、会派持ち帰りとなっていました。本日の理事会で協議が調えば、3定の決算特別委員会から実施したいと考えています。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** それでは、ただいま事務局次長からもありましたとおり、各会派持ち帰りということになりましたので、それぞれの会派から出た意見について報告をお願いしたいと思えます。

**矢口理事** うちの会派は問題ありませんので、電子データ化でお願いいたします。

**山田理事** 私たちの会派も同じ、問題なしということで進めていただければと思えます。

**ひわき理事** 私たちの会派も、データ化を進めることに賛成します。もしやっていってまた問題など発生したのであれば、そのときに都度都度対応策を考えていけばいいと思えます。

以上です。

**川原口理事** 私たちの会派も、ぜひ進めていただきたいという立場でございます。よろしくをお願いします。

**安斉理事** 進めていただいて結構です。

**松本（み）理事** 案のとおり進めていければと思えますので、よろしくをお願いいたします。

**脇坂理事** それでは、全会派進めることに問題ないということでございましたので、今度

の決算特別委員会からの実施に向け、区側との調整を進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

《傍聴者の撮影・録音等許可申請書等の見直しについて》

**脇坂理事** 次に、傍聴者の撮影・録音等許可申請書等の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料5を御覧ください。スマートフォンなど電子機器の多機能化により、撮影、録音、文書作成等が1つの機器でできることを踏まえ、傍聴人からの撮影、録音、スマートフォン・パソコン等の持込使用に係る許可申請について手続を簡素化し、これら3種の申請に対しては、電子機器等の使用申請として一括して許可する運用の見直しを図るものでございます。手続を簡素化することで、傍聴上の諸注意の説明などにより注力することができ、よって円滑な議会運営に資するものと考えています。

運用の見直しであり、本取扱いについては傍聴規則及び議会運営申し合わせ事項を改正するものではありません。

実施時期については、第3回定例会から開始する予定で考えております。

なお、資料に記載はございませんが、これまで本会議場では撮影、録音等の申請を行った傍聴人のみ傍聴人を示すストラップをつけていただいていたましたが、傍聴人であることを明確にして入退場を円滑にするため、今後は傍聴手続を行った方全員に傍聴人のストラップをつけていただくようにする予定でございます。このストラップに、撮影、録音、スマートフォン・パソコン等の持込使用の3種をまとめた電子機器等の使用許可証のバッジを、また、動画同時配信（ライブ配信）の申請があった場合は、その許可証のバッジをつけていただき、許可の有無を分かりやすくする予定でございます。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、この件についてはこの後の議会運営委員会においても報告をいたします。

《請願・陳情の取扱いについて》

**脇坂理事** 次に、請願・陳情の取扱いについてです。

第2回定例会の陳情審査に関して複数の議員から御発言があり、今後の取扱いについて整理が必要だと思われる課題が生じているので、協議を進めてまいりたいと思います。

(1) 請願・陳情の文書表作成に当たっての個人情報の取扱いについて

**脇坂理事** まずは、請願・陳情の文書表作成に当たっての個人情報の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 2定中に行われた委員会において、職員の個人名が羅列された内容の陳情が審査されました。本来公人としての立場における公務員等の氏名や肩書に関する情報は原則公開という考えの下、請願・陳情書の本文中の公人の氏名についてはマスキングせず公表していますが、文書表は、会議規則に基づき請願・陳情書の趣旨を要旨として作成するものであるため、陳情審査に支障がない範囲において個人情報保護に配慮した表記とすることを原則としたいと考えております。なお、文書表の取扱いは申し合わせ事項に定められていますので、見直し内容によっては申し合わせの改訂が必要となります。

資料6を御覧ください。個人情報の取扱いについて、1に取扱いの概要を、2に申し合わせ事項の改訂案をまとめたものでございます。現在の取扱いは、件名には公知情報を除き、公人、私人を問わず個人情報は載せないこととしています。また、本文中の個人情報は非公開とし、文書表の該当箇所をマスキング処理することとしています。本文中の公人の氏名についてはマスキングしないこととしています。

取扱いの見直し内容は3点でございます。

(1)文書表は、会議規則に基づき請願・陳情書の趣旨を要旨として作成することから、個人情報については、審査に支障がない範囲において、個人情報保護に配慮する表記とすることを基本とする。

(2)個人情報が公知情報及び事業者情報である場合は、表記するものとする。

(3)区職員の氏名は、職層による責任と権限に応じた表記とする。

次に、2に記載した申し合わせ事項の改訂案については、資料に記載のとおり全体的に見直しを行っています。具体的に、区職員の氏名については、改訂案(2)個人情報の取扱いの①のとおり、氏名については匿名や肩書のみによる表記とすることを基本としますが、③のとおり、特別職及び管理職については、職務の遂行に係る場合、氏名及び肩書は表記するものとしています。

まずは、取扱いの見直し案について御協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいまの説明、見直し案について、何か意見はございますか。

**松本(み)理事** 改訂案について、ちょっと確認をさせていただければと思います。

(2)の個人情報の取扱いの③のところ、「区の特別職（議員を含む。）及び管理職については、職務の遂行に係る場合」というような記載があります。1つ意見としては、特別職に議員が含まれているのは自明だと思われるので、ここの記載は不要なのでは

ないかということにはちょっと思いました。御検討いただければと思います。

もう1点が御質問になるんですけれども、「職務の遂行に係る場合」という文言による実務上の運用はどういうふうになっていくのか。この文言によってあらかじめ記載がされなくなるみたいなことなのか、それとも話の筋とあまり関わらないけれども名前がいはい書いてあるみたいな時とかに、そこをマスキングするみたいな根拠として使われるのかというようなところ、ここの職務の遂行に係る場合という文言の効力について、もう少し御説明いただきたいと思えます。

**事務局次長** 御意見ありがとうございます。

御質問のところにつきましては、基本的に職務の遂行に関わる場合ということは、ほぼ記載するというふうな考え方でございます。

**脇坂理事** この点については、松本理事、よろしいですか。

**松本（み）理事** はい、それで分かりました。

**脇坂理事** それと併せて、もう1点意見が出ました。「区の特別職（議員を含む。）」ということで、改訂案の(2)③の部分、こちらのほうに「（議員を含む。）」という記載は特段不要ではないかという御意見だったかというふうに思えますけれども、この点については各理事の皆さん、いかがでしょうか。

何か事務局からありますか、この点につきましては。

**事務局次長** 御意見のとおり、消してもいいかなというふうに考えております。

**脇坂理事** では、特段この点について御意見ないようでしたら、松本理事の御提案を受け入れた上で、この「（議員を含む。）」という部分は削除したいというふうに思えます。

それでは、ほかに特にならなければ、この文書表の作成についてはこういった形で見直すことといたしまして、また申し合わせ事項の改訂は3定前の議会運営委員会で決定をしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

(2) 請願・陳情提出者の補足説明に当たっての配付資料の取扱いについて

**脇坂理事** 次に、請願・陳情提出者の補足説明に当たっての配付資料の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 議会基本条例に基づき、委員会での請願・陳情審査に当たり、提出者から補足説明を受けることができますが、提出者から説明に関わる資料配付の希望があった場合の取扱いについて取決めがないため、この際取扱いを定めたいと考えています。

資料7を御覧ください。1に取扱いの概要を、2に申し合わせ事項の改訂案をまとめ

たものです。現状、提出者が説明に関する資料配付を希望する場合は、委員会当日までに事務局に持参してもらい、委員会休憩中に資料配付の可否を全委員に諮って配付しているため、委員は資料を事前に確認することができないまま補足説明を受けることとなっています。そのため、今後は請願・陳情提出者から補足説明と資料配付の希望があった場合、委員会として補足説明を受けるか否かにかかわらず、委員会開催当日の配付は認めず、前日までに事務局に資料を提出することとしてはいかがでしょうか。

なお、補足説明に係る資料の提出があった場合は、事務局職員が議員ポストに資料を投函するとともに、全委員宛てにLINE WORKSで資料を投函したことを周知することを考えています。

また、申し合わせ事項の改訂案は、2に記載のとおりでございます。

まずは、取扱い案について御協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** それでは、協議に入りたいと思いますが、ただいま説明があった取扱い案について、何か意見はございますか。

**矢口理事** 1個質問なんですけれども、今まで事前に陳情者が資料を提出しなかった理由というのはあるんですか。今回、いろんな陳情者が来たことで、当日ちょっと過激な資料とかが配付されたことで問題になったというふうに認識しているんですけれども、今までそれをしてこなかった理由というのは何かあるんでしょうか。

**事務局次長** 補足説明資料を提出するかしないかというのは陳情者のお考えなので、通常、当日にお持ちになられることが多くてというふうな形で、あとは内容を委員長、副委員長には事前にお示ししますけれども、委員の皆様にはするいとまがないということもありますし、当日の委員会で配付することについて異議がないかどうか確認して配付しているような現状でございました。

**矢口理事** ということは、今までも委員長、副委員長は事前に見ていたということですね。

**事務局次長** 当日ぎりぎりだと、そういういとまがない場合も今まではありました。事前に委員長、副委員長に、内容確認とまではいかないで、その場で配付というふうなケースもございました。

**矢口理事** 議員全員というよりかは、私は委員長、副委員長がちゃんと判断してよしとすればいいのかなというふうに思っているんですけれども、そのあたりはどうなのか。やっぱり事前に、前日に全議員に配付しなければいけないのか。委員会運営の主は、やっぱり委員長、副委員長が主でやるべきだと思うので、そこの判断があればいいのでは

ないかなとは思いますが、これは個人的な意見もあるんですけども、そのあたりは検討された上で全議員に配付しようということになったのでしょうか。

**事務局次長** 配付は全委員に配付するような形になっていまして、まず、当日補足説明に来られる方がぎりぎりにお持ちになるようなケースもありますので、なかなか事前に委員長、副委員長にお示しする時間がない場合もありますので、そこで今回は期限も設けるような形で案として示させていただいているところでございます。

**矢口理事** ぎりぎりでお持ちするというのは理解できたんですけども、全委員じゃなくて、委員長、副委員長の判断で進めるのでいいのかなというふうに思うんですけども、それでは駄目なんですか。

**事務局次長** その辺はちょっと皆さんで御議論いただいて、一番やりやすい、いいやり方に決めていただければなと考えております。

**松本（み）理事** 今の矢口理事の質問にも少し関係することをまず先に伺いたいと思うんですけども。補足説明資料の配付ですけども、今までは当日とかに持ち込まれたものに対して中身を見る間もないケースもあるような状態の中で、委員長から全委員にこれは配付を認めてよいかという確認をして、異議がないということ踏まえて配付するというような段取りをしていましたが、これは申し合わせ事項改訂後も継続をするのか。要は、事前に全委員に配ったとして、全委員に配られた資料をみんなが見た状態の中で、委員長が、ちょっと祝詞も変わると思うんですけども、補足説明資料に基づいた説明をしてもらってもいいですかという確認をするというようなことになるのか、そのあたりの改訂後の姿が少し見えないので、確認できたらなと思っています。

1回、ちょっとここで区切って答弁いただいてもいいですか。

**事務局次長** 今までは、配るときに事前に配付に異議がないかどうか確認しておりましたけれども、この改訂案につきましては、もう事前にそれぞれの委員にお配りさせていただきますので、委員会での補足資料の配付がいいかどうかというのはもう聞かないような形になりますので、各委員が今後は判断するような形をこの改訂案としては考えているところでございます。

**松本（み）理事** なるほど、分かりました。そうすると、今回この議論の発端になったような、委員会の場でそれを見ることに違和感を覚えている委員さんがいたということに対する規定としてはあまり、そこに対する規定ではないんだなということで今理解したところです。

もう一つ伺いたいのが、今度陳情者側に立ったときの話なんですけれども、この資料配付を希望する場合は事務局に資料を提出という規定になっていますけれども、これは

あくまで印刷したものを事務局に持ち込むということを念頭に置かれているような認識をしているわけですが、やはり今の時代の流れみたいなことであつたりとか、陳情者の利便性向上というところを考えたときに、メール等での資料受け付けということは、それも対応可能な申し合わせ事項にしておくべきではないかなということを考えておきまして、提出というのはあくまで印刷したものを委員人数分持ち込むということに限定するということになるのか、それとも、そういったペーパーレスも含めた資料提出とか配付のやり方も可能とする意識を持ってこういう規定になっているのかというところを教えてください。

**事務局次長** この案については紙を想定しておりますが、今後、皆様の協議の中でそういうことも含めていこうということであれば御協議いただいて、そこは変えていくということとは可能でございます。

**事務局長** 私のほうから少し補足をさせていただきますが、今回の御提案の内容というのは、陳情者の補足説明に関する資料の提出の行為につきましては、この間、事実上全て認めてきたという経緯がある中で考えたものでございます。事実上、その中身も見ないでそれを承認してきたということから、今回のものは事前に各委員に配付されることから、ポストに入って見る機会を事前に得ることから、そこで一定の各委員が判断をした上で委員会に臨めると。したがいまして、委員長が判断するのではなく、各委員が事前に判断して、それが適切であるかどうかを判断した上で委員会審議に、その陳情審査の審議に臨むという形を取るのが一番陳情者の権利も認め、各委員の判断も尊重されるということでの流れでお示したものでございます。

**松本（み）理事** 1問目の疑問に関しては、今の局長の補足を伺って完全に理解できたかなと思います。ありがとうございます。

2問目については、そうすると改めて議論ということになるのかなと思うんですけれども、提出方法については紙で事務局に来てということにとどまらない形で、この際一緒に改訂していければと思っておりますので、ぜひそういった議論を進めていければなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**脇坂理事** ただいまの松本理事の御提案については何かございますか。

**安斉理事** ちょっと分からないことがあるので事務局に確認したいんですけれども、もともと陳情の受け付けというのは、本人が紙で提出もしくは郵送で認めているというふうにいるんですけれども、まず、それは間違いはないですか。

**事務局次長** 今までお持ちしたケースしかないのですが、郵送ということは今まではない状況でございます。

**安斉理事** そうすると、補足資料だけメールでもらうという話はおかしくて、もともと陳情をうちは手渡しでしか受けていないということですから、そこも整理して、メールで陳情を受け付けるのだったらそれも一緒にやらないと。何か、こっちは手渡し、持ち込まないと駄目で、こっちはメールでいいというのもおかしい話になっちゃうから、やるならそもそもの陳情の受け付けも合わせないと、ちょっと今松本さんの話を聞いていると、いや、否定はしないんだけど、そろえていかないと。何で補足資料はメールでいいのに陳情自身は持ってこなきゃいけないんだよとか、そういうことを言う方もいらっしゃる可能性があるんで、その辺は時代に合わせて、もしメールで受け付けるのであればそういうところも整理しないと整合性が取れなくなっちゃって、疑問に思う方はいるんじゃないかなと思うのでね。もし、メールで、電子で補足資料説明の資料を受け取るというのであれば、そもそもの受け取りというのも、法律的にどうなっているかよく分からないですけど、整理して整合性を図る必要があると思うんですけど、いかがですかね。

**事務局次長** すみません、ちょっと説明が分かりにくかったと思うんですけど、補足説明は今まではお持ちいただいたケースしかなかったんですけど、請願、陳情自体は郵送でも受け付けはしているような状況でございます。

**松本（み）理事** 今、安斉理事のお話を聞いて確かにそのとおりだと思ったんですけど、どういう意図で補足説明資料をメールでというお話をしたかということをおし御説明できたらなと思っています。

陳情本体は手渡しというか、事務局に来て渡すということを意識したときに、その場で補足説明のこととかを教えてもらって、また改めて持ってこなきゃいけない。そして、今回事前提出になるので説明しに来る日にもまた来なきゃいけないということで3回来ることになっちゃうというのはどうなんだろうなということを思ったんですね。なので、前日に前倒しすることによって、補足説明をするときに3回来るか、または最初に陳情文書表を出しに来たタイミングで補足説明資料も持ってくるかということになってしまうのは、ちょっと利便性的に難しいかなというところから今意見を申し上げたわけですが、安斉理事のおっしゃるとおり、そのあたりの区民の意思表示の重要な手段でありますから、どういう方法で受け付けていくのが適切なのかということも視野に入れて議論していくべきだなということは全くおっしゃるとおりだと思いました。ありがとうございます。

**安斉理事** 郵送で受け付けてということで理解したんですけど、たしか陳情は全国各地の人が杉並区に対して出すことが可能ですよね。そうすると、今松本さんが言ったよ



うな話になると、やっぱり今もうこういう時代なので、メールで受け付けるというのもある程度認めていく必要があるのかなと。区民だけじゃない話なので、足を運ばないと、そういうのを持ってこなきゃいけないとなっちゃうとおかしな話になるので、その辺どうなんですかね。少し整理をしてやったほうが私はいいのかなと思います。これだけ、今日もオンラインでやっているわけで、何か人が運んで持ってくるというのも前時代的でよくないような話もあるので、陳情者の方に負担をかけるということにもなりますから、少しここは議論して、できれば今松本さんから御提案があった内容というのでも少し前向きに検討していく必要があるのではないかなというふうに私はちょっと思いましたけれども、いかがですかね。

**松本（み）理事** 安斉理事、ありがとうございます。同じ思いでありますので、ぜひこの議運理事会を中心に議論を進めていけたら私はうれしいなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**脇坂理事** それでは、ただいまの松本理事の御提案に関しては今後の検討課題として捉えるということで、今この場で進めている議論の中からは一度外すということにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに御意見はございますでしょうか。

**矢口理事** いろいろありがとうございました。松本さんとのやり取りも含めて、委員長、副委員長ではなく全委員に事前に情報を共有するのは、委員会を円滑に運営していくとあったところで理解できましたので、私のほうの質問の意図は自分自身も納得しましたので、この現状の改訂案の中の運用で問題ないかなと思います。

以上です。

**脇坂理事** ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** それでは、補足説明に係る資料の取扱いにつきましては、事務局からの提案どおりにしたいというふうに考えます。また、申し合わせ事項の改訂は3定前の議運で決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** それでは、そのようにいたします。

本日の日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

**松本（み）理事** すみません、ちょっと時間も押しているんですが、1点だけよろしいでしょうか。

この夏も非常に大変な暑さになってきておりますけれども、長らくこの場で議論され

てきた傍聴席における水分補給について、3定の9月10日も大分暑いことが予想されますから、そろそろ結論を出すべきではないかと。これを認めることとしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

**脇坂理事** ただいまの松本理事の提案ですけれども、まず、事務局から現状の運用等について、改めて説明は可能でしょうか。

**事務局次長** 水分補給につきましては委員会傍聴規定に定めがございますので、そちらについて、今のところ「飲食又は喫煙をしないこと」というふうになっておりますので、その改訂をするかどうかの議論が必要になってくると思います。

**脇坂理事** 松本理事、傍聴規則の改訂という形になってまいりますけれども、今この場でこの議論を深めることは難しいようには感じておりまして、改めて事務局とも相談をした上で、また理事会等の議論で上げると。どうしても、そうなってしまいますと、この暑い時期が乗り切れるというふうには言い切れませんが、そういった形でもよろしいでしょうか。

**松本（み）理事** おっしゃるとおりで、すみません、もう少し、今日こういった発言をするということを事前に理事の皆さんに御連絡しておくとか、私もできることがあったかと反省はしているんですけれども。今日改めてこのお話を俎上にのせていただいて、またこの先のところで議論をしていくということで承知をいたしました。よろしく願いいたします。

**脇坂理事** 御理解ありがとうございます。

本日の日程は以上となりますが、ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前10時40分 閉会)